

第10章

インド

内国民待遇

電気通信に関するローカルコンテンツ要求等

2018年版不公正貿易報告書 113-114 頁参照。

関 税

(1) 高関税品目

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

現行の非農産品の単純平均譲許税率は 34.6%と高率である。

インド政府は、(1) 基本関税率（実行税率）を ASEAN レベルに引き下げる、(2) 最終製品には 10%、原材料・部品には 5%～7.5%を適用する関税体系への移行を目標に掲げ、2003 年度以降、継続して基本関税率の引き下げを行っている。2007 年 1 月に、特定の資本財や部品・原材料の一部について関税引き下げを実施し、自動車部品や電気部品、機械類等多くの部品の基本関税率を 7.5%に引き下げた。更に、同年 3 月には、農産品を除く基本的にすべての譲許品目の最高基本関税率を原則 12.5%から 10%に引き下げた。

一方、非農産品の譲許率は 70.5%であり、非譲

許品目としては乗用車（平均実行税率 60%）、モーターサイクル（平均実行税率 100%）、衣類（平均実行税率 10%）等の高関税品目が存在している。繊維製品はインドの競争力、国際的水準から見ても高く設定されている。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高める WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行税率が譲許税率を下回って乖離があることは、WTO 協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目は譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

日インド EPA は、2011 年 2 月に署名が行われ、同年 8 月に発効した、我が国から輸出する自動車部品（生産用部品）や鉄鋼製品等の関税が協定発効後 5～10 年間で撤廃される等、市場アクセスの改善が図られている。

(2) 輸入品への特別追加関税の導入

<措置の概要>

インドでは実行税率が課される基本関税の他に、相殺関税（追加関税）、特別追加関税、教育目的税を加えた総額が税関で徴収される。これらの総額は、通常、WTO 等の国際交渉の場でインド政府が対外的に提示している実行税率と比較して高水準となっている。

＜国際ルール上の問題点＞

基本関税に着目すれば、その税率が個別品目について譲許税率を下回る限り GATT 第 2 条に整合的と考えられる。他方、特別追加関税や教育目的税は、GATT 第 2 条 1 項 (b) に規定されている「通常の関税」又は「その他の租税又は課徴金」に該当すると考えられる。前者に該当する場合は、少なくとも ITA（情報技術協定）により関税撤廃を約束した製品については譲許約束を超える課税となる。また後者に該当する場合は、譲許表への記載が必要であるにもかかわらず、実際にはこれらはインドの譲許表に記載されていないことから同じく譲許約束違反となる。このため、いずれに該当するにせよ、特別追加関税及び教育目的税は GATT 第 2 条に違反する可能性がある。

また、インド政府は、2007 年 5 月に開催された WTO 対インド TPR において、「特別追加関税は内国税であり、付加価値税や中央売上税を相殺するためのもの」、更に「輸入品に 2 回賦課する教育目的税のうち、1 回目の税は内国税で 2 回目は関税である」等の回答を行っているところ、内国税として分類される場合は GATT 第 2 条ではなく内国民待遇を規定した GATT 第 3 条の対象となるが、我が国産業界からは、「輸入時に特別追加関税を支払った輸入品であってもインド国内の流通段階において付加価値税や中央売上税は賦課される」との実態が報告されており、GATT 第 3 条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

＜図表 I - 10＞ GST 導入後（2018 年 2 月現在）の税率計算方法（評価額を 100、基本関税率 10%とした場合）

項 目	税率	金額（税額）	計算内容
評価額（CIF価格＋荷揚げ費用）		100	
基本関税	10%	10 (a)	$100 \times 10\%$
社会福祉課徴金	10%	1 (b)	$(a) \times 10\%$
項 目	税率	金額（税額）	計算内容
GST*	12%	13.32 (c)	$(100 + (a) + (b)) \times 12\%$
GST補償税	10%	11.1 (d)	$(100 + (a) + (b)) \times 10\%$
合計		135.42	$100 + (a) + (b) + (c) + (d)$

インド政府は、2017 年 7 月 1 日より物品・サービス税（GST: Goods and Service Tax）を導入し、相殺関税、特別追加関税、付加価値税、中央売上税等の間接税を一本化した。これにより、物品及びサービスの輸入については、基本関税、教育目的税、GST、GST 補償税（高級品・サービスに対する特別追加税）が課税されることになった。2018 年 2 月 2 日には、基本関税に課される教育目的税 (3%) が廃止され、代わりに社会福祉課徴金（原油、高速ディーゼル等は 3%、一部を除き左記品目以外は 10%）が導入された。特別追加関税は付加価値税及び中央売上税とともに GST に一本化され、二重課税されることはなくなったため、特別追加関税が GATT 第 3 条に違反する可能性がなくなる見通し。他方で、教育目的税の代わりに導入された社会福祉課徴金は教育目的税と同様に引き続き GATT 第 2 条に違反する可能性がある。

また、原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料については、政府が告示する日より GST が課されることになっており、現状、旧法の相殺関税、特別追加関税、付加価値税、中央売上税が引き続き課税されている。このため、これらの品目については、社会福祉課徴金の GATT 第 2 条違反に加え、引き続き特別追加関税は GATT 第 2 条または第 3 条に違反する可能性がある。

例えば、評価額（C. I. F. 価格＋荷揚げ費用）が 100、基本関税率 10%、社会福祉課徴金 10%、GST 12%、補償税 10%の場合に課される、税率の具体的な算出方法は以下のとおり。

(出所：経産省作成。) *GST の税率は、物品やサービスごとに無税、5%、12%、18%、28%に区分けされている。

(3) IT製品に対する関税引き上げ

<措置の概要>

2014年7月、インド政府は、自国のWTO協定譲許表において無税としている一部のIT製品(HS8517.6290及び8517.6990の通信機器)について、予算法案(その後の予算法)により10%の関税引上げ措置を導入した。

我が国は、2016年4月、米EUと共同でIT製品の関税引き上げ措置に関するインド政府の通達に対する共同質問票を提出し、WTO市場アクセス委員会、ITA委員会、物品貿易理事会において、インド政府に対して詳細な説明を要請した。

これに対し、同年11月、インド政府は、日米EUの共同質問票に対して、「新たな技術により生まれた製品であり、ITAで約束した関税撤廃対象ではない」旨回答した。

<国際ルール上の問題点>

インドは、1996年のITA(情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言)に基づき、同国のWTO協定譲許表において、当該IT製品の譲許税率を無税と定めている。しかしながら、実際は、2014年の通達において、8517項に分類されるIP電話等の特定4品目の無税措置を撤回し、これらの品目(HS8517.6290及び8517.6990に分類される)については10%の関税が賦課された。これらの関税賦課措置については、譲許税率を超えない関税率の適用を義務づけるGATT第2条に違反する可能性が高い。

<最近の動き>

2017年7月、携帯電話やインクカートリッジ等(HS8443.3290のその他印刷機器等、8443.9951及び8443.9952のインクカートリッジ、8443.9953のインクプレーノズル、8517.1210及び8517.1290の携帯電話、8517.6100の基地局、8517.7090の電話機・通信機器の部分品)の関税率を10%に引き上げた。

同年12月、携帯電話(HS8517.1210及び8517.1290)の関税率を10%から15%に引き上げるなど、IT製品等の関税率を引き上げた。

2018年2月、携帯電話の関税率を15%から20%、テレビ用の液晶ディスプレイの関税率を7.5%から15%へ更に引き上げるとともに、食品、香水、自動車部品、履物、宝石、家具、時計、玩具等の関税も引き上げた。

同年4月、携帯電話用プリント回路基板アセンブリ(PCBA)(HS8517.7010)の関税率を10%に引き上げた。

同年7月及び8月、複数の繊維製品の関税率を10%から20%に、また、同年9月、家電製品、履物、宝石等の関税を引き上げた。

同年10月、基地局(HS8517.6100)及びIP電話等の特定4品目(HS8517.6290)の関税率を10%から20%に引き上げ、特定8品目用のプリント回路基板アセンブリ(PCBA)(HS8517.7010)の関税率を10%に引き上げた。

これらの関税引上げ対象となった製品には、明らかにGATT第2条に違反するものが含まれている。例えば、携帯電話(HS8517.1210及び8517.1290)や基地局(HS8517.6100)、IP電話等の特定4品目(HS8517.6290)、特定8品目用のプリント回路基板アセンブリ(PCBA)(HS8517.7010)、電話機・通信機器の部分品(HS8517.7090)について、インドは自国の譲許表においてHSコード6桁レベルで無税としているにもかかわらず、実行関税率を引き上げている。

我が国は、WTO市場アクセス委員会、ITA委員会、物品理事会、現地大使館等から繰り返し懸念を表明し、さらに、2018年秋には本件に関する事務レベルの会合を複数回開催しインド政府に対して詳細な説明と関税措置の早期撤回を要請しているが、インド政府からは前述の回答を繰り返すのみで、状況の改善は見られない。引き続き、米EU等の懸念国と連携を図り、インドに対して本件の早期撤回を求めていく。

アンチ・ダンピング

(1) 日本製熱延鋼板及び厚板に対する AD 措置、日本製冷延鋼板に対する AD 措置

2018 年版不公正貿易報告書 110-111 頁参照。

(2) 日本製レゾルシンに対する AD 措置

2018 年版不公正貿易報告書 111 頁参照。

補助金

食料安全保障法

2017 年版不公正貿易報告書 163-164 頁参照

セーフガード

(1) 熱延鋼板に対するセーフガード措置

<措置の概要>

インド政府は 2015 年 9 月 7 日、熱延鋼板に対するセーフガード調査を開始し、同年 9 月 9 日に暫定措置を発動する旨の決定を行い、2015 年 9 月 14 日から暫定措置による課税を開始した。暫定措置は最長 200 日間とされている。

2016 年 3 月 15 日、インド商工省セーフガード総局は熱延鋼板の輸入増加及び国内産業への損害のおそれ等を認定する最終答申を行い、これを受けて同年 3 月 29 日、インド財務省は、暫定措置の開始から起算して 2 年 6 か月間のセーフガード措置を発動する旨の官報告示を行った。

<国際ルール上の問題点>

GATT 第 19 条第 1 項(a)によれば、WTO 協定上のセーフガードの発動要件として、輸入の増加が「GATT に基づいて負う義務の効果」として生じていることが必要であるが、インドの最終報告書において、GATT 上の譲許税率が 40%であるとの記載はあるも

の、その義務の効果により輸入が増加したとの適切な認定がされていない。

また、日本はインドとの間に日本・インド包括的経済連携協定(日印 CEPA)を締結しており、当該品目の関税を引き下げている。しかし、日印 CEPA に基づく関税譲許の義務は、上記 GATT 第 19 条第 1 項(a)の規定する「GATT に基づいて負う義務」ではないため、WTO 協定上のセーフガードを発動するための調査において、日印 CEPA による関税譲許の効果として生じている輸入増加を考慮してはならないと考えられる。

さらに、インドの調査報告書において、中国の過剰生産やインド国内での需要増加等の事実を GATT 第 19 条第 1 項(a)に規定する「事情の予見されなかった発展」として認定しているが、これらの事実は単なる需給関係の変化であって予見の範囲内であると考えられる。また、先例上、国産品と輸入品の競争条件について国産品にのみ不利な変更を生じさせるようなものでなければならないと解釈されているところ、インドの述べる事実は輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生じさせるものではないため、「事情の予見されなかった発展」には該当しないと考えられる。

以上のように、インド当局は上記発動要件を適切に認定しておらず、本措置は GATT 第 19 条第 1 項(a)等に不整合であると考えられる。

<最近の動き>

我が国は、2015 年 9 月の調査開始以降、インドの本措置に関し、意見書の提出及び公聴会への参加等を通じ WTO 協定への抵触の可能性を指摘してきた。しかしながら、本措置の撤廃の動きが見られなかったことから、2016 年 12 月、我が国はインドに対して WTO 協定に基づく協議要請を行った。協議結果を踏まえ、2017 年 3 月 9 日に、我が国は WTO に対し、本措置について、パネルでの審理を要請し、2017 年 4 月 3 日、パネルが設置された。

2018 年 11 月 6 日、パネルは我が国の主張をほぼ受入れ、①事情の予見されなかった発展と輸入増加の間に論理的な連関が存在することを、客観的証拠に基づき十分立証していない(SG 協定第 2 条 1 項、同第 4 条 2 項(a)及び GATT 第 19 条 1 項(a))、②国内産業への重大な損害について、損害指標(価

格・利益率)を適切に検討しておらず、また客観的なデータに基づいた認定を行っていない(SG 協定第4条2項(a))、③自国への輸入製品の増加と国内産業の「重大な損害」との間に因果関係が存在することを証明していない(SG 協定第4条2項(b))、等の理由から、本措置はWTO協定に非整合的であると判断した。また、パネルはインドに対し、本件措置は既に失効しているものの、その効果が残存している限りにおいて、当該措置を対象協定に整合させるよう勧告した。

インドはパネルの判断を不服として2018年12月14日に上訴し、上級委員会手続が進められている。

我が国としては、本件が適切に解決されるよう、WTOルールに従って今後の手続を進めていく。

(2) 太陽電池に対するセーフガード措置

<措置の概要>

インド政府は2017年12月9日、太陽電池モジュールに対するセーフガード調査を開始し、2018年7月30日、追加関税25%のセーフガード措置を発動(2018/7/30～2019/7/29:25%、2019/7/30～2020/1/29:20%、2020/1/30～2020/7/29:15%)。

<国際ルール上の問題点>

本件セーフガード調査はWTO通報時には、利害関係者登録期限が既に過ぎており、適時の通報及び手続参加機会の確保(セーフガード協定3条1項)が充足できていない。また、本措置は、安価な中国製品の輸入急増を契機とする調査であり、国内品と競合関係のない日本産品を対象に含むのは適切でない。また、セーフガード措置の発動と同時期に、輸入太陽電池にインド国内認証(BIS)の取得を義務化しているが、その認証手続の問題も相まって輸出抑制効果が大きいとの情報もある。

<最近の動き>

インドの太陽電池製造者が措置の取消を求め国内訴訟を提起した(インド国内の保税区も外国扱い

でセーフガード措置の対象とされていた)ため、セーフガード措置の適用が差し止められていたが、同訴訟は終了し、措置は発動された。

我が国は、政府意見書やセーフガード委員会等で、懸念を表明。引き続き、日本製品への影響の軽減に向けてインド政府への働きかけを行う。

基準・認証制度

(1) 鉄鋼製品の強制規格

<措置の概要>

2008年9月、インド政府は鉄鋼製品に対する強制規格を導入すると発表、インドに輸入される鉄鋼製品については、施行日以降、鉄鋼製造事業者がインド工業規格(「IS規格」、IS=Bureau of Indian Standards)を取得し、規格適合性を確保することが求められることとなった。

<国際ルール上の問題点>

インド政府は、本制度の政策目的を製品の安全及び品質の確保並びに環境の保護と説明している。しかしながら、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであることから、本制度は不要と考えられる。したがって、本制度は、政策目的に照らして不必要に貿易制限的な規制である疑義があり、TBT協定第2.2条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

インド政府による強制規格は「鉄鋼及び鉄鋼製品のファーストオーダー2008」、「同セカンドオーダー2008」、「同セカンドオーダー2012」、「同オーダー2015」、「同修正オーダー2017」及び「ステンレス製品のオーダー2016」等により運用されてきた。

2018年2月、「鉄鋼及び鉄鋼製品のオーダー2018」を官報告示し、これまでの鉄鋼及び鉄鋼製品に関する規格は当該オーダーに内包する形で制度が一本化された。同年6月、インド政府は「鉄鋼及び鉄鋼製品のオーダー2018」に線材、構造用鋼材を含む16規格を新たに追加、2018年12月18日に施行され

た。2018 年 8 月、「鉄鋼及び鉄鋼製品のオーダー 2018」に「ステンレス製品のオーダー 2016」を統合する旨の官報が告示され、即日施行された。

2018 年 8 月、インド政府は強制規格の非該当グレード申請に関する Circular を公表。製造事業者は自社製品の情報を申請様式に記載してインド政府に提出し、技術審査委員会での審議により強制規格の該当、非該当が判断される。なお、判断は Exemption と Clarification の 2 種類が存在。Exemption は強制規格対象製品からの除外を認めるものであるが、期間と数量に制限が設けられるため猶予期間を過ぎるまでにインド工業規格を取得する必要がある。一方で、Clarification は強制規格の範囲外であることを判断することから特段の期間や数量の制限は定められないとの説明がインド鉄鋼省からなされている。

引き続き、本制度の運用を注視するとともに、両国間で対話を行う必要がある。

(2) 自動車タイヤに対する強制規格制度

<措置の概要>

2009 年 11 月、インド政府は自動車タイヤの強制規格を発表し、2011 年 5 月から施行された。それまで、任意規格であった安全性の規格を強制規格化し、輸入タイヤにも適用した。これにより、本強制規格においては、当該規格に適合せず BIS (Bureau of Indian Standards) マーク表示のない自動車タイヤの製造、輸入、販売目的の保管、販売、流通が禁止された。この自動車タイヤ規格は、世界的に広く採用されている国連の UN/ECE/1958 協定の自動車基準と異なるため、インドに自動車タイヤを輸出するためには、追加の対応が必要となった。

具体的には、本件におけるマーク費用は、BIS 規格マークを打刻している自動車タイヤ本数に基づき算定され、インド国外で販売される自動車タイヤについても BIS 規格マークが打刻されているものは全てマーク費用を支払わなければならない。更に、2015 年 3 月及び 11 月に BIS 認証に関連した製品の量産管理試験の頻度が大幅に変更され、項目や本数によっては試験頻度がこれまでの 8 倍以上となってしまうことが懸念されていた。

<国際ルール上の問題点>

本規制におけるマーク費用は、インド国外で販売される自動車タイヤについても支払わなければならないが、このようなマーク費用の算定についてインド側から合理的な説明は得られていない。そのため、適合性評価の手数料は実費相当額を考慮し、公平なものとする TBT 協定 5.2.5 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2008 年 3 月以降の TBT 委員会において、制度の不透明性、認証取得のための十分な準備期間が付与されていないこと、経済活動に与える悪影響等について、我が国のほか、EU 及び韓国より懸念を表明してきた。直近では、上記のマーク費用の算定方法について TBT 委員会の場でインド側に改善を求めている。なお、量産管理試験の頻度については、2015 年の 3 月に試験頻度の大幅引き上げについて通達がなされて以降、業界団体からの BIS への意見提出や、TBT 委員会での要請を続けた結果、2016 年 7 月に新たな通達公表され、試験頻度が当初引き上げ予定の 6 分の 1 程度に緩和された。

引き続き、これらと同様の懸念を有する関係国と連携しつつ、当局間、または当局と産業界との対話も活用しながら、本規制の改善を求めていく。

(3) 電気通信事業者の免許条件に係る規制強化

<措置の概要>

2010 年 3 月以降、インド政府は、情報通信におけるセキュリティ確保を理由として、「外国企業からの通信機器購入前のセキュリティ安全性確保」と題する通達を行い、インド国内の通信機器の調達に関する規制を公表した。2011 年 5 月に規制内容は一部緩和されたものの、引き続き、インドの通信事業者は、外国通信機器メーカーからの通信機器購入にあたり、インド国内の検査機関によるネットワークセキュリティの認証が義務づけられている。なお、本制度の施行時期は 2014 年 7 月の予定であったところ、その後、度々施行日が延期されているが、その他、セキュリティ要件等、措置の具体的内容は現時点では明らかでない。

＜国際ルール上の問題点＞

これら通達は、その内容に不明確な部分があるものの、インド国内の検査機関による検査の運用が、通信機器に対して特定のセキュリティ特性を要求するものであるとすれば、事実上政府等による機器の強制的な適合性評価となる可能性があり、インド政府はWTOへ通報する義務を負う可能性がある。

また、インド国内の検査機関から認証を受けた機器にのみネットワークに組み込み可能とする要件は、インド国外産品に対して不利な待遇を与えるものであり、GATT 第 3.4 条及び TBT 協定第 2.1 条の内国民待遇に違反している可能性がある。

＜最近の動き＞

2010 年以降、日米欧の産業界がインド政府宛てに連名で懸念を表明し、同年 10 月には、我が国産業界（4 団体）からインド政府宛に懸念を表明する旨の書簡を発出した。日本政府としても、同年 8 月の ASEAN+6 経済大臣会合（於ベトナム）や 10 月の東アジア首脳会議（於ベトナム）で経済産業大臣から商工大臣に対し懸念を表明したほか、2012 年 4 月の日印閣僚級経済対話においても日本側から善処を要請した。さらに、WTO の場でも、2010 年 11 月以降の TBT 委員会において、日米欧より本件について懸念を表明している。

我が国としては、本規制に対する詳細な内容について引き続き確認を求めるとともに、国際的な IT セキュリティ制度との整合性を求めていく。

（４）電子・情報通信機器における強制規格の導入

＜措置の概要＞

インド政府（通信 IT 省）は 2012 年 9 月に、電子・情報通信機器の登録を義務化する法令「電子・情報技術製品（強制登録義務要求）規則 2012」を公表し（TBT 通報は同年 10 月に実施）、家電や電子機器 15 品目について、国内の安全基準に基づき事前の登録及び表示が義務付けられた（2013 年 7 月には、対象品目に新たにプロジェクトが追加された）。本規制は 2014 年 1 月から完全施行されている。

インド政府は 2014 年 11 月、新たに 15 品目を本制度の対象とすることを官報で公表した。施行日

は 2015 年 5 月が予定されていたところ、8 品目については施行が延期され、その後 2016 年 6 月に完全施行された。現在、インド内外から非常に多数の製品について試験申請が行われているが、指定試験機関の資格停止処分や試験能力の不十分性により試験期間が長期化しており、また申請時に非常に多数の書類提出が求められている等の事情により、対象製品の登録が予定通り進まず、結果的に、インドへの対象製品の輸出が遅れる等の混乱が生じている。

＜国際ルール上の問題点＞

TBT 協定第 5.1.2 条において、「適合性評価手続は、必要である以上に厳重であってはならない」とされている。しかしながら、本規制の登録手続では、非常に多数の書類提出が求められる等の過重な手続が課せられているが、なぜそのような過重な手続が必要なのか、インド側から合理的な理由説明はなされていない。したがって、本制度の政策目的に照らして必要以上に過重な適合性評価手続である疑義があり、本条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

2016 年 6 月の施行以降、資格認定試験機関の監査が頻繁に行われ、試験機関に対する資格停止処分が多く下されており、これにより、試験期間の長期化や、他試験所への試験振り替えによるサンプル、資料の再提出、試験費用の増加、試験期間の長期化につながっている。

2018 年 5 月 20 日付で、インド政府から市場監査に関する改訂文書 “Market Surveillance Policy May 2018 (v1)”、また同年 6 月 4 日、適合性評価に関する BIS Conformity Assessment Regulations 2018 が発行され、市場監査の運用が明文化されたが、製造者による費用の前払いや登録取消措置に関する規定が不合理且つ不明確であり、また機器及び包装に BIS ウェブサイト情報（URL）を表示する等の追加要求も加えられた。

新たな対象品目の追加、及び技術規格改定時の移行期間の設定に、抜本的な解決が必要であることから、引き続きインド政府に対して、本制度の改善の申し入れを継続していく。

サービス貿易

(1) 外資規制等

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

2010 年 3 月、商工省産業政策促進局 (The Department of Industrial Policy and Promotion, DIPP) は、外国企業による対内直接投資に関する政策を統合した新たな統合版 FDI 政策 (CONSOLIDATED FDI POLICY) を公表した (2013 年 4 月 5 日付けで改正)。この統合版 FDI 政策は、ネガティブリストにより、外国直接投資が禁止・規制されている業種・形態、出資比率の上限がある業種、外国投資促進委員会 (Foreign Investment Promotion Board, FIPB) の個別認可が必要な業種などを規定しており、外国直接投資が禁止されている業種には、民間企業に開放されていない原子力・鉄道、不動産業又は農家の建設、宝くじ・カジノを含む賭博、タバコの製造等の 8 項目が挙げられていた。

2014 年 5 月、総選挙による政権交代に伴い与党となったインド人民党 (BJP、ナレンドラ・モディ首相) は特定セクターにおいて外資出資規制の緩和を実施した。同年 8 月には、防衛分野における外資出資比率上限を現行の 26% から 49% に引き上げること並びに PPP で実施する高速鉄道、都市近郊鉄道回廊及び指定貨物鉄道事業における外資出資比率上限を 100% に引き上げることを、また 10 月には、外資の不動産業・建設業への投資に際しての要件を緩和。投資可能物件の最低規模 (面積) を 5 万平方メートルから 2 万平方メートルに引き下げることなどを閣議決定した。

以下金融、流通分野等における外資規制について概観する。

①金融

(a) 銀行

民間銀行業の外資規制の緩和については、外国銀行が①本国の所管官庁の管轄下にあること、②

中央銀行であるインド準備銀行 (RBI) の認可基準をクリアしていることを条件に、100% 出資子会社設立が可能となった。これらの点については、統合版 FDI 政策上でも規定されている。一方、国内民間銀行における外国人投資家の議決権保有比率を上限 10% と規定している現行の銀行規制法については、2012 年 12 月、同比率を 26% に引き上げる同法改正案が議会で承認された。ノンバンクについては、従来 100% までの出資が認められていたのは、指定された商業銀行であるマーチャント・バンクや住宅金融など 18 業種であったが、2016 年 10 月以降、「その他金融サービス (Other Financial Services)」にまで対象が拡大した。ただし、出資比率に応じて最低資本金額が規定されており、この場合も、RBI のガイドラインに従うことが条件となっている。

2011 年 8 月に日印経済連携協定 (EPA) が発効し、金融分野での成果として、インド国内における外国銀行の支店設置については、年間 20 店舗までとの数量制限が存在する中、邦銀の支店設置について、4 年間で 10 店舗まで支店設置申請に対して前向きな考慮を払うとの特別な取扱いを獲得したものの、支店設置には依然として当局の許認可に時間を要している。

なお、2013 年 11 月に RBI は、子会社を持つ外国銀行に対し、国内銀行と類似の規制上の取扱いを認めることにより支店から子会社形態への転換を促す施策を公表している。

(b) 保険

保険分野では、モディ政権発足後の 2014 年 7 月、保険セクターへの外資出資比率の上限を 26% から 49% に引き上げる法案が閣議決定された。野党の反対により、2014 年の予算国会及び冬期国会では法案審議に至らなかったため、同年 12 月末、政府は暫定的な措置として大統領令を公布して外国出資比率の引き上げを実施した。2015 年 3 月には保険法改正法案が国会で可決され、49% までの外資出資が可能となった。

②流通

2012 年の外資規制の緩和により、単一ブランドの小売業への外資参入は、条件つきで、それまでの 51% から 100% まで可能となった (2012 年 1 月施

行)。その後のマルチブランドの小売業に対する規制緩和にあわせて、追加の規制緩和が行われた。規制緩和の主な条件は以下のとおり。

- ・販売する製品は「単一ブランド」に限る。
- ・外資の比率が51%を超える場合には、店舗設立後5年間はその製品調達額の平均3割をインド国内の中小規模産業、村落などから調達することが努力目標。

更に、最先端の技術（“state-of-the-art” または “cutting-edged”）でインド国内では調達できない商品については、1号店開業から3年間は上記目標を免除し、4年目から適用するとした（2016年6月施行）。

一方、外資参加が禁止されていたマルチブランドの小売業に関しては、条件付きで51%まで緩和され（2012年9月施行）、その後さらなる追加規制緩和が閣議決定された（2013年8月）が、規制緩和には以下のような条件があり、実態上の参入障壁となっている。

- ・最低投資額は1億米ドル。
- ・最初の投資から3年以内に、初期投資額の最低50%を土地の購入や賃貸費用以外のインフラ整備（製造、包装、流通、倉庫の整備などのバックエンドインフラ）に投資。
- ・製品調達額の30%をインド国内の小規模産業（建物・設備への投資額が200万米ドル以下）から調達。この目標は、初めの5年間は製品調達総額の平均で達成すればよいが、その後は1年ごとに達成する。
- ・規制緩和に賛同した州のみに適用（2013年12月時点では11州が規制受け入れを表明済み）。

<懸念点>

WTO 協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関しては GATS が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。上記の様々な外資規制は、インドの GATS 上の約束に反しないため WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及び GATS の精神に照らして、引き続き自由化に向けた取組が行われることが望まれる。

<最近の動き>

2014年5月の選挙で与党となったインド人民党

(BJP) は、選挙公約時点で総合小売業に対する外資規制の緩和には慎重な立場を表明しており、新政権発足後も、商工大臣があらためて総合小売業への外資規制の緩和に反対である旨を表明している。その後2016年6月、10月に上述の規制緩和の動きは見られたが、我が国は、引き続き外資制限強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等により、これら外資制限の緩和を働きかけているところである。

(2) 個人情報保護法案

<措置の概要>

2018年6月、インド政府の専門委員会が、データ保護に関する報告書と「個人情報保護法」案を電子IT省に提出した。同年7月、インド政府は、上記を公表した。法案では、①データ取扱者に対する、国内のサーバー又はデータセンターへの個人情報の写しの保存義務（ただし、連邦・州が必要または戦略的利益に基づき、一定の情報については同義務から除外できる）（40条1項、3項）、②政府が「個人情報」と決定した情報について、国内でのデータ処理義務（40条2項）、③データ越境移転への条件付け（標準契約条項があること、当局がグループ企業内の情報移転スキームを承認すること等）（41条）等が規定されている。

<国際ルール上の問題点>

個人情報保護法案の規定によれば、同法の対象は個人情報に限定されている。しかし、「重要個人情報（critical personal data）」の範囲が政府の裁量に委ねられており、必ずしも明確になっていない。

また、例えば、データの国内保存義務について、外国事業者がインドの事業者よりも実質的に不利な待遇を受ける可能性が高くないか、懸念がある。過度なデータローカライゼーション要求につながらないよう、今後も注視が必要である。

さらに、データ越境移転についても、越境移転の条件も不明確である。例えば、標準約款の内容や、グループ企業内での情報移転スキームの承認基準で考慮される要素や承認プロセス自体について、明確にされていない点が懸念されている。

今後の法案の制定過程、関連法規の制定において、これらの点についても、引き続き注視が必要である。

＜最近の動き＞

2018 年 9 月、個人情報保護法案に対する日本政府の意見書を提出した。引き続き、産業界とも連携しつつ、情報の自由な流通及び外国事業者の権利が不当に侵害されることのないよう、今後の法制化過程、関連法規に関する動きを注視する。

知的財産

医薬品等の特許保護

＜措置の概要＞

TRIPS 協定は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない）について特許が与えられると定めているが（第 27 条 1 項）、開発途上国等で、医薬品やその他の化学物質などに関わる発明を特許として認める物質特許制度を持たない国については、当制度の導入まで TRIPS 協定発効後 10 年間の経過期間が認められていた（第 65 条 4 項）。

インドは 1970 年特許法において医薬品等の物質特許を認めていなかったが、2005 年 1 月の履行期限（経過期間満了）を控えた 2004 年 12 月に、物質特許制度の導入を含む 2004 年改正特許法（大統領令）を公布した。その後、議会において 2005 年改正法（第 3 次）が審議・採択され、2005 年 4 月に公布、一部の条文を除き同年 1 月から有効なものとして遡及的に施行された。2005 年改正法のポイントは、①物質特許制度の導入（特許法第 5 条削除）、②医薬物質の定義導入（同第 2 条（ta））、③排他的販売権（EMR）規定（同第 24 条 A～F）の削除、④メールボックス出願に関わる特許権者等の権利制限（同第 11 条 A(7)）、⑤一定の例外状況下における医薬品の輸出に対する強制実施権（製造及び輸出）の導入（第 92 条 A）等である。

2005 年改正法の施行以降、医薬品関連発明に特許が付与されるようになった。しかしながら、主要国で特許になった医薬品関連発明が、インドでは「既知の物質の新規な形態の単なる発見であって、当該物質の既知の効能の増大にならないもの」等を「発明でないもの」として特許の対象から除外する特許

法第 3 条（d）に基づき拒絶される事例が見られる。実際、2013 年 4 月には、外国医薬品メーカーの抗がん剤に関する特許出願について、特許法第 3 条（d）に基づき特許すべきでないとの最高裁判断が下されている。

また、医薬品関連発明に対して強制実施権を発動する動きが見られる。2012 年 3 月、インド特許意匠商標総局は、国内の後発医薬品メーカーの申請に基づき、「外国医薬品メーカーが適切な薬価設定を行わず、インド国内で適正な価格で十分な量の薬を供給しなかった」と認定し、強制実施権の発動条件の 1 つ、「特許発明が適正に手ごろな価格で公衆に利用可能でないこと」〔特許法第 84 条第 1 項（b）〕に基づき、当該外国医薬品メーカーが所有する医薬品関連特許に強制実施権を設定した。

本強制実施権の設定に関しては、2012 年 5 月、当該外国医薬品メーカーがインド特許意匠商標総局の決定を不服として、インド知的財産控訴委員会に審判の請求を行っていたが、2013 年 3 月に棄却された。同年 5 月当該外国医薬品メーカーはムンバイ高裁に提訴したが、2014 年 7 月に請求が棄却された。それに対し、最高裁に特別許可申請がなされたが、2014 年 12 月に却下されている。なお、そのほかに行われた強制実施権の設定の申請に関しては、インド特許意匠商標総局によって却下されている。

その他の過去の経緯については、2017 年版不正貿易報告書 170 頁参照。

＜国際ルール上の問題点＞

物質特許制度を導入し、TRIPS 協定上の義務が履行されたことは評価できる。一方で、特許法第 3 条（d）について、当条項は「既知の物質の新規な形態の単なる発見であって、当該物質の既知の効能の増大にならないもの」が、特許を受けることができないとしている。したがって、化学物質や医薬品の技術分野に対してより厳しい特許性の判断基準を設けるものであるとして、技術分野による差別を禁じる TRIPS 協定第 27 条 1 項に整合していない可能性がある。

＜最近の動き＞

特許法第 3 条（d）について、我が国は、直近に行われた対インド貿易政策検討制度（TPR）会合（2015 年）において、当該規定の文言解釈や TRIPS 協定第

27 条 1 項との整合性に関し質問を行った。この際、EU、スイス、米国からも同様の質問が寄せられ、当該規定と TRIPS 協定第 27 条 1 項との整合性につき追及がなされている。

2018 年 3 月、60 の保健団体がモディ首相へ書簡を提出し、多耐性結核治療薬 2 種について、中央政府の告示による強制実施権（特許法第 92 条）の設定を求めたが、実際の発動には至っていない。強制実施権の制度・運用について我が国産業界から透明性の向上等の要望があるところ、今後も、パリ条約や TRIPS 協定等の国際ルールとの整合性の観点も含めて、引き続き注視していく必要がある。